

## 貸付申請にともなう確認事項

次の内容を確認し、チェック欄に申請者および連帯保証人によるチェックのうえ、署名をして提出してください。  
 ※ すべての項目について理解していることが貸付の前提となります。貸付要件はこれ以外にもあります。

状態	確認内容	申請者 チェック欄	連帯保証人 チェック欄
在学中	① 貸付金は3か月ごとの分割交付となります。留年または休学した場合、送金は停止します 進級または復学を確認後に送金を再開します		
	② 退学した場合、貸付金の全額返還となります 返還開始は退学した翌月からとなり、返還期間は最大で貸付期間の2倍の期間です		
資格について	③ 保育士および幼稚園教諭の資格を取得した場合でも、保育士・保育教諭として神奈川県内の指定施設での従事が必要です		
	④ 保育士養成施設を卒業後、別の資格(例えば看護師など)取得のため進路変更する場合、貸付金は全額返還となります		
従事・返還について	⑤ 保育士資格取得後、神奈川県内の指定施設・職種で継続した5年間の従事が必要です  ※中高年離職者対象として資格取得後の従事期間が3年間となる場合には、貸付申請時点で手続きが必要です。対象者は、養成施設入学時に45歳以上で離職から2年以内の方となり、離職証明書などの書類を提出してください。別途、審査となります		
	⑥ 保育士資格取得後、神奈川県内の指定施設であっても、幼稚園教諭・看護師・事務員など、貸付を受けて取得した資格と違う職種で従事する場合、貸付金の全額返還となります		
	⑦ 転職期間に2か月以上要した場合、貸付金の全額返還となります 貸付期間以上の従事があっても、自己都合による退職の場合は、貸付金の全額返還となります		
その他	⑧ 貸付決定後、やむを得ない事由を除き連帯保証人を変更することはできません(やむを得ない事由とは、死亡または自己破産など保証能力がなくなった場合)		
	⑨ 貸付金の返還となった場合、借受者および連帯保証人へ同時に返還請求を行います 連帯保証人は、借受者と同等の債務を負うこととなります		
	⑩ 転居・転職など状況に変更が生じた場合、届出が必要です 届出を怠った場合も、貸付金の返還となる場合があります		

以上、確認しました

記入日: \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

記入日: \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

申請者氏名: \_\_\_\_\_  
 (自署)

連帯保証人氏名: \_\_\_\_\_  
 (自署)